

# ■ご案内

## 役員変更届と決算関係書類の提出を

### ■役員変更届

組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければなりません。

役員の氏名及び住所を記載した書面は、設立認可の際に提出することとなっているので、その後の変更は、この様式に基づいて、2週間以内に行政庁へ届け出なければなりません。役員の氏名及び住所の変更届には、その趣旨からして、役員相互間の変更についても該当します。役員の変更は、その事実が発生したときであり、その日から2週間以内に届け出ることが義務付けられています。

この届出が役員の選挙又は選任による変更に係るものであるときは、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙又は選任した場合を除き、届出書に変更した事項を記載した書面並びに変更年月日及び理由を記載した書面のほか、新たな役員を選挙若しくは選任した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を提出しなければなりません。

### ■決算関係書類の提出

組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、決算関係書類を行政庁に提出しなければなりません。

決算関係書類を提出しようとする者は、下の様式による提出書に、次の書類を添えて提出しなければなりません。①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面、⑥①～⑤の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

◎詳細は設立相談室 Tel. 043-306-3285

[協同組合の決算関係書類提出書様式]

年 月 日

……大臣 殿  
……局長 殿  
……知事 殿

組合の住所及び名称

⑥

組合を代表する理事の氏名

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項（及び第2項）の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。